

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部 人 事 局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次

規 則

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則	(障害者保健福祉課)	11
---	------------	----

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	(大学改革推進室)	13
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業支援課)	15
○土地改良区の役員の住所変更の届出.....	(農業支援課)	15
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業支援課)	15
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可.....	(農業支援課)	15
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	16
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	16
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	16
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	16
○都市計画法第34条第8号の3の区域の指定.....	(都市計画課)	16
○都市計画法第34条第8号の3の区域等の指定.....	(都市計画課)	17
○特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項の一部改正.....	(出納局総務課)	17
○平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正	(出納局総務課)	17

道監査委員告示

○地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査人補助者の氏名及び住所並びに補助できる期間.....		17
---	--	----

道監査委員公表

○監査公表第4号.....		17
---------------	--	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....		18
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		19

規 則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成18年 5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第84号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第36条第1項の申請は、別記第1号様式の指定障害福祉サービス事業者指定申請書によってしなければならない。

(指定の標示)

第3条 法第36条第1項に規定する指定を受けた者は、その旨を当該指定に係るサービス事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更等の届出)

第4条 法第46条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係る届出は、別記第2号様式の変更届出書によってしなければならない。

2 法第46条第1項の規定による指定障害福祉サービスの事業の廃止、休止又は再開に係る届出は、別記第3号様式の廃止・休止・再開届出書によってしなければならない。

(公示)

第5条 法第51条の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（法第50条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消された者を含む。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 障害福祉サービス事業を行うサービス事業所の名称及び所在地
- (3) 指定、名称及び所在地の変更、事業の廃止又は指定の取消し（以下この条において「指定等」という。）の年月日
- (4) 指定等に係る指定障害福祉サービスの種類
- (5) 指定等に係るサービス事業所の事業所番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

とする事業所

事業所番号	(既に指定を受けている場合)
-------	----------------

	事業所番号													
指定内容を変更した 事業所	名称													
	所在地													
	サービスの種類													

変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容	
1	事業所の名称	(変更前)	
2	事業所の所在地		
3	事業者の名称		
4	事業者の主たる事務所の所在地		
5	事業者の代表者の氏名及び住所		
6	事業者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	(変更後)	
7	事業所の平面図、設備の概要等		
8	事業所の管理者の氏名、経歴及び住所		
9	事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所		
10	運営規程		
11	介護給付費等の請求に関する事項		
12	事業所の種別（併設型・空床型の別）		
13	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員		
14	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容		
15	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要		
変 更 年 月 日		年 月 日	

備考

1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式（第4条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

北海道知事 様

所在地

名 称

代表者氏名

印

障害者自立支援法第46条第1項の規定により、次のとおり事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

	事業所番号														
廃止（休止・再開）をする事業所	名 称														
	所 在 地														
廃止・休止・再開年月日	年 月 日														
廃止・休止をした理由															
現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止・休止をした場合のみ）															
休 止 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日														

備考

1 事業の再開に係る届出であって、当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合は、従業員の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

2 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出てください。

告 示

北海道告示第451号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

札幌医科大学財務会計システム開発業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等
入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間
契約締結日から平成19年3月30日（システム運用開始日 平成19年4月1日）

- (4) 納 入 場 所
札幌市中央区南1条西16～17丁目 札幌医科大学

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 過去2年間に、国・公立大学法人又は官公庁と、複式簿記に対応した財務会計システムについての契約を締結し、確実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該調達役務に関し、業務処理要領に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規程による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)から(4)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成18年5月12日（金）から6月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先により作成した申請書類を2部提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
北海道総務部行政改革局大学改革推進室
（札幌医科大学内本部棟1階）

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局大学改革推進室

5 入札の執行場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学本部棟4階入札室（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 北海道総務部行政改革

局大学改革推進室）

- (2) 入 札 日 時 平成18年6月21日（水）午前10時（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目
北海道総務部行政改革局大学改革推進室（札幌医科大学内本部棟1階）

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道総務部行政改革局大学改革推進室に申し込むこと。

8 落札者の決定方法

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局大学改革推進室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目（札幌医科大学内）
電話番号 011-611-2111 内線 2223

10 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured :
Development for the financial accounting system in Sapporo Medical University
- B. Bid tendering date and time : 10:00 A. M., June 21, 2006
(If mailed, bids must arrive no later than 10:00 A. M., June 21.)
- C. Contact : Office of University Reform Promotion, Department of General Affairs,
Hokkaido Government, Nishi 17-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido,
060-8556 Japan.
Phone : 011-611-2111 Extension 2223

北海道告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年 5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

夕張土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成18. 4.14	理 事	百 瀬 勝	夕張市滝ノ上40番地
同	同	同	永 沼 誠 一	同 57番地
同	同	同	倉 岡 秀 昭	同 富野156番地 5
同	同	同	後 藤 清 巳	同 沼ノ沢 2 番地の 3
同	同	同	佐々木 真 吾	同 609番地 2
同	同	監 事	塩 浦 一 男	同 紅葉山11番地
同	同	同	白 田 弘 二	同 沼ノ沢260番地
退 任	平成18. 4.13	理 事	百 瀬 勝	同 滝ノ上40番地
同	同	同	永 沼 誠 一	同 57番地
同	同	同	佐 藤 清 隆	同 沼ノ沢257番地14
同	同	同	倉 岡 秀 昭	同 富野156番地 5
同	同	同	後 藤 清 巳	同 沼ノ沢 2 番地の 3
同	同	監 事	塩 浦 一 男	同 紅葉山11番地
同	同	同	佐々木 真 吾	同 沼ノ沢609番地 2

門別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成18. 4.21	理 事	三 輪 茂	沙流郡日高町字緑町41番地の20
退 任	同 18. 4.20	同	郡 司 啓	同 富川東 2 丁目 1 番41号

留辺蘂土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成18. 4.20	監 事	大 原 行 雄	北見市留辺蘂町昭栄404番地 3
同	同	同	渡 辺 勝 美	同 旭 3 区200番地
退 任	同 18. 4.19	同	大 原 行 雄	同 昭栄404番地 3
同	同	同	渡 辺 勝 美	同 旭 3 区200番地

北海道告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北見土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成18年 5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

理事・監事の別	氏 名	住 所	北海道知事 高 橋 はるみ	
			変 更 前	変 更 後
理 事	吉 田 幹 雄	常呂郡端野町字二区1277番地 1	北見市端野町二区1277番地 1	
同	今 田 俊 博	北見市常川714番地の 5	同 常川714番地 5	
同	矢 萩 徹	同 広郷816番地の 4	同 広郷816番地 4	
同	平 澤 一 男	常呂郡端野町字三区295番地 6	同 端野町三区295番地 6	
同	川 岸 一 三	北見市豊田212番地の10	同 豊田212番地10	
監 事	小 川 吉 猶	常呂郡端野町字二区1302番地 1	同 端野町二区1302番地 1	
同	菊 田 幹 雄	北見市小泉382番地の 7	同 小泉382番地 7	

北海道告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年 5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土 地 改 良 区 名
平成18. 4.24	新十津川土地改良区
同 18. 4.25	美 瑛 土 地 改 良 区
同 18. 4.27	栗 山 土 地 改 良 区
同	帯 広 市 土 地 改 良 区
同 18. 4.28	長 沼 土 地 改 良 区
同	浦 臼 土 地 改 良 区

北海道告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の 2 第 1 項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成18年 5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

土 地 改 良 区 名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
江 丹 別 土 地 改 良 区	江 丹 別 ダ ム	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
空知川上流土地改良区	勇 振 川 頭 首 工	同
同	4 線 川 頭 首 工	同
同	8 線 川 頭 首 工	同
上ノ国土地改良区	下ノ沢頭首工	同

上ノ国土地改良区	宮越内頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	天野川頭首工	同
同	目名第1頭首工	同
同	目名第2頭首工	同
同	大安在第2頭首工	同
同	孫八沢頭首工	同

北海道告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年5月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
知 来 乙	中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、暗きょ）	北海道空知支庁
砺 波 東	経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ）	同

北海道告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町三石旭町46地先・47地先・46・96の8（以上2筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町字北落合128の49、128の50
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 中川郡中川町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び中川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域を都

市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第1項の規定により指定した。 当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道室蘭土木現業所企画総務部建設指導課及び白老町建設課に備え置いて縦覧に供する。 平成18年5月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり） 白老町字社台の一部、川沿3丁目の一部、川沿4丁目の一部、字石山の一部、字竹浦の一部及び字虎杖浜の一部 北海道告示第461号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第1項及び第3条第1項ただし書の規定により指定した。 当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、北海道室蘭土木現業所企画総務部建設指導課及び白老町建設課に備え置いて縦覧に供する。 平成18年5月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 （1） 指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり） 白老町高砂町2丁目の一部及び高砂町3丁目の一部 （2） 環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ほ）項に掲げる建築物 2 （1） 指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり） 白老町字社台の一部及び字虎杖浜の一部 （2） 環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途 建築基準法別表第2（と）項に掲げる建築物 3 （1） 指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり） 白老町高砂町3丁目の一部 （2） 環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途 建築基準法別表第2（ぬ）項に掲げる建築物 北海道告示第462号 平成16年北海道告示第447号（特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項）の一部を次のように改正する。 平成18年5月12日	北海道知事 高 橋 はるみ 3の(1)のアの事項中「営業」を「事業又は営業」に改める。 北海道告示第463号 平成18年北海道告示第23号（平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。 平成18年5月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 第2の2の(1)のアの(イ)及び(ウ)並びに第2の2の(12)のウの事項中「営業年度」を「事業年度」に改める。 第6の1の(1)の事項中「営業」を「事業又は営業」に、「会社の分割」を「会社分割」に改める。 道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第2号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成18年5月12日 北海道監査委員 高 橋 由紀雄 北海道監査委員 加 藤 唯 勝 北海道監査委員 宮 間 利 一 北海道監査委員 見 野 全 道 監 査 委 員 公 表 監査公表第4号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、平成18年3月28日、包括外部監査人石丸修太郎から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する） 平成18年5月12日
---	---

北海道監査委員 高 橋 由紀雄 北海道監査委員 加 藤 唯 勝 北海道監査委員 宮 間 利 一 北海道監査委員 見 野 全	ればならない。 ア 申 請 の 時 期 平成18年5月12日から6月13日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
道 警 察 本 部 告 示	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
北海道警察本部告示第77号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年5月12日 北海道警察本部長 樋 口 建 史 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品の名称及び数量 警察官（男性）用合服上衣 1,503着 警察官（男性）用合服ズボン 3,224本 警察官（男性）用合帽子 1,205個 警察官（男性）用合活動帽 895個 (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成18年9月22日 (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所 2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (4) 当該調達物品の製造に必要な生地の手配を受けられること。 (5) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。 3 条 件 付 一 般 競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しな	4 契 約 条 項 を 示 す 場 所 北海道警察本部総務部会計課 5 入 札 執 行 の 場 所 及 び 日 時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (送付による場合は、郵便番号 060－8520 北海道警察本部総務部会計課) (2) 入 札 日 時 平成18年6月23日 午前9時30分（送付による場合は、平成18年6月22日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入 札 説 明 書 の 交 付 に 関 す る 事 項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、3の(1)のウに申し込むこと。 また、北海道警察のホームページ（http://www.police.pref.hokkaido.jp/）からダウンロードすることができる。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 及 び 契 約 書 作 成 の 要 否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

A The nature and quantity of products to be procured :

- a Male police officer's spring/autumn clothes jackets, 1,503 pieces
- b Male police officer's spring/autumn trousers, 3,224 pieces
- c Male police officer's spring/autumn hats, 1,205 pieces
- d Male police officer's spring/autumn hats, for activity 895 pieces

B Bid tendering time and date : 9:30 A.M., June 23, 2006

(in case of mail, the necessary documents must be reached by June 22)

C For further information, please contact : Finance Division, General Affairs

Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita
2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

北海道警察本部告示第78号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年5月12日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) 随意契約に係る物品等の名称

5型カード基体 400枚×3入	1箱当たりの単価
5型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種	1箱当たりの単価
5型プリンタヘッド	1箱当たりの単価
吸気フィルター 大	1箱当たりの単価
吸気フィルター 小	1箱当たりの単価
ゴミ取りローラー	1箱当たりの単価
搬送ローラー	1箱当たりの単価
ヒートローラー 上	1箱当たりの単価
ヒートローラー 下	1箱当たりの単価
D Uブッシュ付ブラケットハウジング 2個組	1箱当たりの単価
ハロゲンランプ	1箱当たりの単価
温度センサー	1箱当たりの単価
真空パッド 5個組	1箱当たりの単価

(2) 数量 (調達数量)

5型カード基体 400枚×3入	463箱
5型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種	278箱
5型プリンタヘッド	63個
吸気フィルター 大	54個
吸気フィルター 小	54個
ゴミ取りローラー	27個
搬送ローラー	297個
ヒートローラー 上	54個
ヒートローラー 下	54個
D Uブッシュ付ブラケットハウジング 2個組	54個
ハロゲンランプ	54個
温度センサー	54個
真空パッド 5個組	8組

2 落札を決定した日

平成18年3月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 コニカミノルタアイディーシステム株式会社

(2) 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3番17

4 随意契約に係る契約金額

5型カード基体 400枚×3入	1箱当たり	94,200円
5型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種	1箱当たり	130,000円
5型プリンタヘッド	1箱当たり	130,000円
吸気フィルター 大	1箱当たり	9,000円
吸気フィルター 小	1箱当たり	5,500円
ゴミ取りローラー	1箱当たり	21,500円
搬送ローラー	1箱当たり	1,800円
ヒートローラー 上	1箱当たり	23,000円
ヒートローラー 下	1箱当たり	18,000円
D Uブッシュ付ブラケットハウジング 2個組	1箱当たり	15,000円
ハロゲンランプ	1箱当たり	10,500円
温度センサー	1箱当たり	10,000円
真空パッド 5個組	1箱当たり	7,500円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 氏 名 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 住 所 札幌市中央区北2条西7丁目